

《発行者》 協同組合 愛知労務協会  
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階  
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>  
FAX 052-261-2612



## 目次

1. 改正情報
2. WLB  
労働時間に関する  
取組事例
3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 若年者等トライアル雇用の対象年齢が拡大

『若年者等トライアル雇用』は、職業経験・技能・知識の不足などから就職が困難な特定の求職者を原則3ヶ月間試行雇用することで、その適正や能力を見極め、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度です。

この制度の対象年齢が、平成24年4月6日より『40歳未満』から『**45歳未満**』に拡大され、いわゆる就職氷河期にキャリア形成の機会に恵まれなかった人に対しても、この制度による支援が行われることとなりました。

#### ● 対象者

トライアル雇用開始時の年齢が**45歳未満**で、次のいずれかの要件を満たし、かつ、ハローワーク所長が**トライアル雇用が適当であると認めた人**

- ① 学校卒業後未就職など、職業経験の無い人
- ② 職業経験が浅く、かつ、これまでに経験の無い職種または業務で長期的に安定した就業を希望する人(注:1)
- ③ 過去の相当期間失業している人(注:2)

#### ● 奨励金の支給額

事前にトライアル雇用求人を出し、ハローワークの紹介により対象者を雇い入れ、一定の要件を満たした場合に対象者1人当たり**月額最大4万円**の支給(最大12万円)

#### ★注意★

- ・ トライアル雇用開始日から2週間以内に対象者を紹介したハローワークに実施計画書の提出が必要です。
- ・ 奨励金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2ヶ月以内に事業所を管轄するハローワークに支給申請書を提出する必要があります。(期限を1日でも過ぎると受給出来なくなります)
- ・ トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行する場合や自己都合で離職した場合には、支給申請期間も繰り上がります。

注:1)

過去5年間に同一事業主の下で3年以上連続した雇用保険被保険者期間が無く、かつ、これまでの職業経験などでは希望する仕事に対応できないと判断された場合は対象となります。

注:2)

直近で1年を超えて就業(正社員以外の就業形態を含む)していない場合に対象となります。

## 2. WLB 労働時間に関する取組事例

### ■ お悩み別対策

～ 急ぎの用件が生じやすく仕事の調整がつけにくい ～

『急な納期変更が入った!』、『大量注文が入って今日中に処理しないとイケない』、こんなことよくありますよね。お客様あつての仕事ですから、対応せざるを得ない状況がほとんどだと思います。しかし、その対応の仕方や方法によっては業務の平準化を図ることも可能です。実際に取り入れられた事例をご紹介します。



#### ●ここがPoint

取引のルールを明確化することで、自社だけでなく得意先にもワークライフバランスのメリットが生まれます。

#### ■予約システム・得意先対応システムの導入による効率化

納期が特定日に集中するのを避けるため、予約を早めに受け付ける予約システムを導入した。物流事務では、受注予測の精度を上げることで、過剰在庫を避ける努力もしている。顧客データベースには、「得意先カルテボタン」を設置し、顧客についての細かい注意事項や申し送りを記入することで、業務間の無駄を省いた。(紙製容器製造業/300人以下)

#### ■繁閑調整のために顧客ニーズを誘導

お客様が急いでいるもの以外は、工場の繁閑を見ながら、窓口で返却日の調整ができるようにしており、その代わりにお客様には平日のポイント付与を多めにするなどして、協力を得られるようにしている。(洗濯業/50人以下)

## 3. 所長コラム

### ■ 歳入庁とミタ

富田 「今日はミタさんに歳入庁について説明します」

ミタ 「承知しました」

富田 「歳入庁を設置する理由には三つの理由があります」

「一つ目に、税と社会保険料に関する①申告・届出等の窓口の一元化②金額算定ベースの共通化等を図り手続きの軽減化、サービス向上、コストの削減。二つ目に税と社会保険料の徴収率が向上し、国民負担の公平性を高めるとともに財政構造の強化。三つ目に組織の合理化・徴収コストの軽減により行政改革を推進する。これらを成功させるためにマイナンバー制度を導入しなければならないとしています。」

ミタ 「マイナンバー制度?それは業務命令でしょうか?」

富田 「既に3月30日に閣議決定がされています。社会保険料を社会保険税に改め、歳入庁は税を徴収し税の情報を集約する国の機関であることを明確にし、年金などの社会保障制度はあくまで賦課方式、所得の再分配を企画した制度であることへの理解・浸透を深めると言っています。」

ミタ 「労働保険料の徴収についてはどうされるのでしょうか?」

富田 「それは今後の検討課題となっています。僕としては税理士と社会保険労務士のすみ分けが出来ればいいけど…、ミタさんはどう思う?」

ミタ 「それは国民が決めることです」



社会保障と税の共通番号制度の導入に合わせ、設置は2015年1月を軸に検討されています。